

**【議案第114号】**  
訴訟上の和解について

資料1 議案第114号 訴訟上の和解について 説明資料

環 境 局

## 1 事件の概要

原告：被害女兒（当時小学3年生）

被告：川崎市及び川崎市職員（運転手）

発生日時：令和3年11月30日 午後4時頃

発生場所：高津区北見方2丁目6番先路上



- (1) 東高津公園に隣接する道路上で、本市職員の運転する本市小型ごみ収集車が走行中、当該公園から道路に出てきた原告に接触し、負傷させた。
- (2) このことについて、原告から本市及び本市職員に対し、原告が負傷し、左前額部に人目に付く程度の線状痕を負うに至ったのは、本市職員が、必要な注意を払うことなく、ごみ収集車の左前方が路側帯にはみ出すような態様で走行するなどしたためであるとして、令和5年2月21日に横浜地方裁判所川崎支部に損害賠償請求訴訟が提起された。
- (3) 本訴訟は、係属して以来、9回の弁論準備手続を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。

## 2 双方の主張

### (1) 逸失利益

【原告】 左前額部の線状痕が人目に付く程度以上のものであることから、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」に該当し、逸失利益が存在する。

【本市】 通常、外貌醜状が労働能力に影響を及ぼすことはないため、逸失利益は存在しない。

### (2) 過失割合

【原告】 本市車両は、減速するなど必要な注意を払わず、相当程度のスピードで直進してきており、概ね1 m以上の幅員のある路側帯の内側における、自動車と歩行者の事故であることから、過失割合は、0 : 100である。

【本市】 本件事故は、22 km/h程度で走行中に路側帯の外側で発生した横断歩道や交差点の近くでもない場所における事故であって、基本的過失割合は20 : 80であるが、原告には、車両等の直前で道路を横断したという過失(+10%)が認められることから、原告と被告の過失割合は30 : 70と評価すべきである。

## 3 和解協議について

- (1) 令和6年1月12日の弁論準備手続期日において、裁判所から訴訟上の和解手続きに入ることが提案された。
- (2) 和解協議の結果、令和6年3月1日に、裁判所から和解案が示され、令和6年5月2日に、裁判所から本件解決金として、1,500万円の支払義務があること、原告は、その余の請求をいずれも放棄すること、原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認することなどの和解内容が示された。

# 議案第114号 訴訟上の和解について 説明資料

## 【裁判所和解案】

項目	原告の請求額	裁判所の認定額
逸失利益・通院慰謝料・後遺障害慰謝料等	40,698,154円	21,555,914円
過失割合	原告側0% 40,698,154円	原告側10% 19,400,323円
既払分（自賠責保険・治療費）	- 6,377,480円	- 6,377,480円
控除後	34,320,674円	13,022,843円
弁護士費用	3,432,067円	1,977,157円
合計	37,752,741円	15,000,000円

### 【逸失利益の和解案の考え方】

線状痕は人目につく程度のもので、後遺障害に当たり、逸失利益は存在するものの、髪型・化粧次第ではある程度覆うことが可能であることなどが考慮され、原告の請求額から大きく減額された。

# 議案第114号 訴訟上の和解について 説明資料

## 【裁判所和解案】

項目	原告の請求額	裁判所の認定額
逸失利益・通院慰謝料・後遺障害慰謝料等	40,698,154円	21,555,914円
過失割合	原告側0% 40,698,154円	原告側10% 19,400,323円
既払分（自賠責保険・治療費）	-6,377,480円	-6,377,480円
控除後	34,320,674円	13,022,843円
弁護士費用	3,432,067円	1,977,157円
合計	37,752,741円	15,000,000円

### 【過失相殺に対する和解案の考え方】

過去の判例から、原告と被告との過失割合は20：80が基本となるが、原告が直前に横断したこと、住宅街での走行であること、原告が児童であること、夕方で児童の出入りが多い時間帯での走行であることなどの状況を考慮し、原告と被告との過失割合を10：90とし、原告の過失が認められている。

### 【本市の考え方】

以上のことから、本市代理人弁護士及び保険会社と協議の結果、裁判所和解案は一定の合理性・妥当性があると考え、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により紛争が早期に解決することも勘案し、和解案を受け入れることとしたい。